

老 発 0 3 1 1 第 5 号  
平 成 3 1 年 3 月 1 1 日

都道府県知事  
指定都市市長  
各 中核市市長 殿  
市区町村長

厚生労働省老健局長  
( 公 印 省 略 )

「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施について」の  
一部改正について

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施については、平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知「地域介護・福祉空間整備交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の実施について」の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成31年2月7日から適用することとされたので通知する。

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>参考（改正後全文） 老発第0529001号 平成18年5月29日</p> <p>最 終 改 正 老 発 <u>0 3 1 1</u> 第 <u>5</u> 号 平成 <u>31</u> 年 <u>3</u> 月 <u>11</u> 日</p> <p><u>都道府県知事</u> 指定都市市長 各 中核市市長 殿 市区町村長</p> <p>厚生労働省老健局長 (公 印 省 略)</p> <p>地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施について</p> <p>標記の交付金の実施については、平成18年5月29日老発第0529001号本職通知「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の実施について」の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成<u>31</u>年<u>2</u>月<u>7</u>日から適用することとされたので通知する。</p>	<p>参考（改正後全文） 老発第0529001号 平成18年5月29日</p> <p>最 終 改 正 老 発 0 4 2 7 第 3 号 平成30年4月27日</p> <p>指定都市市長 各 中核市市長 殿 市区町村長</p> <p>厚生労働省老健局長 (公 印 省 略)</p> <p>地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施について</p> <p>標記の交付金の実施については、平成18年5月29日老発第0529001号本職通知「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の実施について」の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成30年4月1日から適用することとされたので通知する。</p>

(別紙)

## 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱

### 第1 目的

本要綱は、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するため、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施に関する基本的事項を定めるものである。

第2 市町村交付金（市町村（指定都市、中核市及び特別区を含む。以下同じ。）を単位として作成する整備計画に対する先進的事業支援特例交付金）

#### 1 先進的市町村事業整備計画

##### (1) 先進的市町村事業整備計画の作成

市町村は、高齢者施設等の防災・減災対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するため、毎年度、先進的事業支援特例交付金の交付対象事業を基本とする「先進的市町村事業整備計画」を作成することができる。

「先進的市町村事業整備計画」に記載すべき事項は次のとおりである。

- ア 先進的市町村事業整備計画の名称
- イ 先進的市町村事業の目標
- ウ イの目標を達成するために整備が必要な施設の名称及び設置の場所
- エ 先進的市町村事業整備計画に基づく整備事業に要する費用の額
- オ 先進的事業支援特例交付金の額の算定のために必要な事項

(2)～(3) 略

2 先進的事業支援特例交付金の交付（先進的市町村事業整備計画に係る分）  
対象事業

(別紙)

## 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱

### 第1 目的

本要綱は、地域包括ケアシステムの構築に向け、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域貢献等を支援する先進的・モデル的な取組みを支援するため、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施に関する基本的事項を定めるものである。

第2 先進的事業支援特例交付金（市町村（指定都市、中核市及び特別区を含む。以下同じ。）を単位として作成する整備計画に対する交付金）

#### 1 先進的事業整備計画

##### (1) 先進的事業整備計画の作成

市町村は、高齢者が出来る限り在宅に近い居住環境の中で生活が営めるようにするため、また、地域における介護・福祉・医療等の多様なニーズに応えるため、毎年度、先進的事業支援特例交付金の交付対象事業を基本とする「先進的事業整備計画」を作成することができる。

「先進的事業整備計画」に記載すべき事項は次のとおりである。

- ア 先進的事業整備計画の名称
- イ 先進的事業の目標
- ウ イの目標を達成するために整備が必要な施設の名称及び設置の場所
- エ 先進的事業整備計画に基づく整備事業に要する費用の額
- オ 先進的事業支援特例交付金の額の算定のために必要な事項

(2)～(3) 略

2 先進的事業支援特例交付金の交付（先進的事業整備計画に係る分）  
対象事業

ア 既存の小規模高齢者施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業  
イ 認知症高齢者グループホーム等における耐震改修等の防災補強改修及び利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業

ウ 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化するために必要な経費を支援する事業

### 3 基準額

先進的事業支援特例交付金については、予算の範囲内で採択することとし、その基準額の算定にあたっては、市町村ごとに先進的市町村事業整備計画に記載された事業について、別表の第1欄に定める事業の対象施設ごとに、第6-4欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める交付基準単価とを比較して少ない方の額に第5欄の国の補助率を乗じて得た額を基準額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第3 都道府県交付金（都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）を単位として作成する整備計画に対する先進的事業支援特例交付金）

#### 1 先進的都道府県事業整備計画

##### (1) 先進的都道府県事業整備計画の作成

都道府県は、高齢者施設等の防災・減災対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するため、毎年度、先進的事業支援特例交付金の交付対象事業を基本とする「先進的都道府県事業整備計画」を作成することができる。

「先進的都道府県事業整備計画」に記載すべき事項は次のとおりである。

ア 既存の小規模高齢者施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業  
イ 認知症高齢者グループホーム等における耐震改修等の防災補強改修及び利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業

### 3 基準額

先進的事業支援特例交付金については、予算の範囲内で採択することとし、その基準額の算定にあたっては、市町村ごとに先進的事業整備計画に記載された事業について、別表の第1欄に定める事業の対象施設ごとに、第4欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める交付基準単価とを比較して少ない方の額を基準額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(新規)

ア 先進的都道府県事業整備計画の名称

イ 先進的都道府県事業の目標

ウ イの目標を達成するために整備が必要な施設の名称及び設置の場所

エ 先進的都道府県事業整備計画に基づく整備事業に要する費用の額

オ 先進的事業支援特例交付金の額の算定のために必要な事項

### (2) 先進的都道府県事業整備計画作成に当たっての留意点

先進的都道府県事業整備計画の作成又は変更を行った場合には、遅滞なく公表するとともに、地方厚生（支）局にその写しを送付するものとする。

### (3) 先進的都道府県事業整備計画の提出期限及び提出先

都道府県は、先進的事業支援特例交付金を充てて先進的都道府県事業整備計画に定める事業を実施しようとするときは、別紙様式第1号による計画書を作成し、別に指示する期日までに当該都道府県を管轄する地方厚生（支）局長に提出するものとする。

## 2 先進的事業支援特例交付金の交付（先進的事業都道府県整備計画に係る分）対象事業

ア 既存の小規模高齢者施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業

イ 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業

ウ 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化するために必要な経費を支援する事業

## 3 基準額

先進的事業支援特例交付金については、予算の範囲内で採択することとし、その基準額の算定にあたっては、都道府県ごとに先進的都道府県事業整備計画に記載された事業について、別表の第1欄に定める事業の対象施設ごとに、第6欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控

除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める交付基準単価とを比較して少ない方の額を基準額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。



